

東北ダンプ



【発行】全日本建設交通一般労働組合(略称・建交労)東北ダンプ支部
〒963-8025 郡山市桑野2-3-2

建交労福島ダンプ内

2024年8月1日発行 NO.26

TEL024-933-4511 fax024-921-1868

Email: fukusimadanpu@mtj.biglobe.ne.jp



ダンプキャラバン実施

7月8日から12日までの5日間、第31回全国ダンプキャラバンの東北コースがとりくまれました。

ダンプキャラバンの目的は次の3つです。

元請建設会社に交渉で行くと、必ずといっていいほど玄関には政権党の国会議員のポスターが貼(は)られています。国会議員の後援や威光(いこう)を笠に着て、「ダンプ規制法」や「政府の交通安全対策」、「国交省の指導事項」などを無視し、自分勝手なことをする請負者に対して、発注者が確実な指導を行うよう国交省や県、ネクスコなどにダンプ規制法の目的などを十分に理解させることが目的の一つです。

2つ目は、この行動に参加した現場の仲間がダンプ規制法の目的や、なぜ1日の常用単価55,000円(税別)で働くことができるのか理解をしてもらうことです。

3つ目は、業界団体の建設業協会に要請し(時間の関係で要請をおこなったのは福島と秋田のみ)、発注者と請負者の契約事項を遵守してダンプ規制法第12条団体に対する優先使用措置をとるよう、会員各社に徹底してもらうことです。

今回の要請は、福島4ヶ所、山形1ヶ所、宮城6ヶ所、岩手2ヶ所、秋田2ヶ所、青森1ヶ所の合計16ヶ所でした。※国交省湯沢河川国道事務所は大雨の警戒のため、延期になりました。

現場からは24人、専従者は6人が参加しました。今回は各県ごとに主たる説明者を決めて要請しました。現場からの初参加者も多く、「使用促進闘争にとりくむ意義が良く分かった」、「来年も参加したい」などの声が寄せられました。



東北ダンプ支部第3回定期大会の予定

とき 10月26日(土)午後～

終了後団結懇親会を行い宿泊し、翌朝解散

ところ 福島県内を予定



晴釣雨読(せいちょううどく)
氷河期からの遺産、日本在来(ざいらい)のイワナに異変が!!北アルプス、上高地の在来イワナが急激な減少しクロースアップ。▼減少には外来魚が影響している実態がある。筑波大や環境保全研究所などのチームの研究で明らかになり、論文が国際学術誌に掲載された。▼上高地のシンボル河童橋は人工物でありながら、その姿は大自然と融合し上高地に欠かせない存在である。橋の上からは雄々しくそびえる穂高連峰や岳沢、清冽なる梓川の流れ、陽光に煌めき揺れる川辺の樹々、そして振りかえれば時折噴煙たなびく焼岳が展望できる。▼河童橋の名前の由来には、「その昔、河童が住んでいたような深い淵があった」とか、「橋のない頃、衣服を頭にのせて川を渡った人の姿が、河童に似ていた」などの諸説が伝わっている。▼イワナの調査研究は筑波大山岳科学センターや環境保全研究所が2021年6～9月に上高地の梓川上流域の河童橋から明神池周辺の支流6本で実施。291匹の生息域やエサの種類を水中観察や胃の内容分析で調査した。▼結果、イワナとカワマスは、川の間層や、川底からエサを取ることが多く、餌場が同じで、主に水生昆虫を食べる事からも、エサを奪い合う関係が明らかになった。▼40年前の調査では、イワナは半数ほど生息していたが、今回の調査では、ブラウントラウト130匹、カワマス141匹に対し、イワナは20匹となり、減少ぶりが改めて浮き彫りになった。▼北米原産のカワマスと欧州原産のブラウントラウトは、イワナと同じサケ科の魚で、19世紀末に水産資源として国内に持ち込まれ、上高地にも大正から昭和にかけて放流された。▼カワマスはイワナと極めて近縁で交雑しやすく、ブラウントラウトは大型のものとイワナやカワマスの約2倍の体長1mほどに成長する。これまでも上高地のイワナの減少に生存競争の脅威となる外来マスの影響があると考えている。▼上高地は国立公園の特別保護地区であることから、調査研究に携わった専門家は、在来イワナの絶滅を防ぐ対策が急務であり、保全のため、調査の必要性を強調している。
(高橋溪峰)



山形



宮城



岩手



秋田



青森

裏金つくらせない政治改革が必要

金権政治は根絶を

自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を検察に告発した憲法学者の上脇博之（かみわきひろし）神戸学院大学教授が、この事件について機関紙協会大阪の定期総会（6月14日）で概略次のように講演し、金権政治の根絶を訴えた。

違法なパー券、氷山の一角

2022年11月「しんぶん赤旗」日曜版が自民党の5派閥によるパーティー券収入の過少記載を報道しました。見過ごすわけにいかず、正月休みを返上してパーティー券を購入した政治団体の収支報告書の支出と販売した派閥側の報告書の収入を突き合わせました。

政治資金規正法で「20万円超」の購入者名は記載が義務付けられています。調べた結果、約4千万円の不記載が見つかり、東京地検に告発しました。以後も、告発を続けています。「適正に処理している」と主張する議員もいますが、法律そのものが抜け穴だらけで、国民が「政治家だけ特別扱い」と怒るのは当然です。

刑事告発できるのは氷山の一角に過ぎません。政治資金パーティーは寄附そのものです。1千人しか入れない会場でその何倍もの券を売っているのです。

政治資金収支報告制度のある政治団体のパーティー券購入は、根気よく探せば確認できますが、制度のない会社・労働組合・任意団体のパーティー券購入は確認できません。いくら政治資金の透明度を高めても、会社などの収支報告制度がないので裏金づくりは防止できません。企業献金を受けた政党・政治資金団体の政治資金収支報告書の記載だけでは企業献金の有無とその額が真実かどうか確認できないのです。

政治資金パーティーは裏金をつくりやすいのです。

収益高いセミナー

収益性の高いのが「オンライン勉強会・セミナー」。「政治資金パーティー」ではないので、20万円超の会費収入の収支報告書記載義務もパーティー券150万円購入上限規制もありません。

裏金は他にもあります。政治資金規正法は「公職の候補者」に寄付することを原則禁止しています。例外は政党が「公職の候補者」に寄付する場合です。自民党本部幹事長などが「公職の候補者」に「政策活動費」名目で寄付していますが、候補者個人の収支報告制度はないのです。

税金である内閣官房報償費（機密費）も違法な使われ方をしている疑惑があります。年間約12億円のうち9割は内閣官房が管理。これが政策実現や選挙に向け、ばらまかれた疑惑があります。

泥棒に追い銭

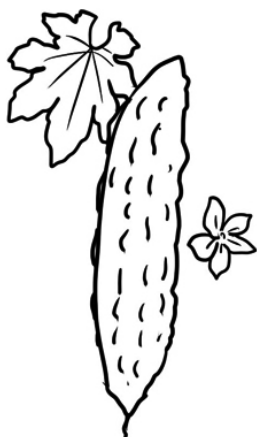
裏金まみれの自民党の議員は、正当性が疑われます。

裏金づくりができないようにする政治改革が必要です。政治資金パーティー及び企業・団体献金、さらに収益率の高い事業（オンライン講演会等）の禁止です。政党（本部、支部）から公職候補者への寄付も禁止すべきです。内閣官房報償費はせめて後に使途報告を義務付けるべきです。

1994年の「政治改革」はやり直しが必要です。「企業その他の団体の政治献金」の禁止は先送りで実現しませんでした。禁止する方向で政党助成金を導入。

政党助成金（政党交付金）は、金丸信・元自民党副総裁でさえ「泥棒に追い銭にならないとも限らない」と警告。その通りになりました。これも廃止すべきです。自民党収入の6～7割が政党交付金。これでは「国営政党」です。しかも、そのほとんどを翌年に繰り越し「裏金化」。

衆院小選挙区選挙や参院選挙区選挙は比例代表制にするべきです。3割台の得票で当選でき民意をゆがめますし、自民党の自浄能力も奪いました。政治とカネ問題が起きても自民党は個人の責任にします。



モズのひな 7月29日